

## 社会福祉法人石川県社会福祉協議会 役員報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人石川県社会福祉協議会の定款第25条の規定に基づき、役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて報酬等を支給する。ただし、職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

(1) 常勤役員 報酬、期末手当・勤勉手当、調整手当

(2) 非常勤役員 報酬

2 常勤役員には、通勤に要する交通費を支給することができる。

(役員報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じて定める。

(1) 報酬 別表1に定める額の範囲内で理事会において決定する。

(2) 期末手当 報酬月額に職員給与規程第16条第2項に定める配分月数を乗じて得た額

(3) 勤勉手当 報酬月額に職員給与規程第17条第2項に定める配分月数を乗じて得た額

(4) 通勤手当 職員給与規程第15条に準ずる額

(5) 調整手当 報酬月額の100分の15を乗じて得た額を超えない額

2 非常勤役員報酬等の額は、理事会又は評議員会への出席した日又は監査業務に従事した日1日につき5千円とする。また、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬、調整手当及び通勤手当 毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程に準じた日とする。

(2) 期末手当・勤勉手当 毎年6月及び12月とする。

2 非常勤役員に対する報酬の支給時期は、職務執行の都度速やかに支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2 役員が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月13日から施行する。

この規程の施行に伴い、「社会福祉法人石川県社会福祉協議会役員報酬に関する規程」及び「社会福祉法人石川県社会福祉協議会常勤役員の給与等に関する規程」は廃止する。

別表1 常勤役員の報酬

区分	報酬総額
常勤役員	上限700万円(年額)

※ 報酬総額には、期末・勤勉手当、調整手当、通勤手当を含む。